

平成28年熊本地震 大津町・ 被災支援のまとめ

平成31年
3月1日現在

被災宅地復旧への支援

■復興基金による支援
被災者に対して被災宅地の復旧に関する経費の一部を支援します。詳しくはお問い合わせください。

●対象 〇のり面の復旧工事、擁壁の復旧工事、住宅基礎の傾斜修復工事、地盤の復旧工事など

●補助額 (次の式で計算した金額)
〔工事費 - 50万円〕 × 2/3

※対象工事費は1,000万円が限度

■宅地耐震化推進(拡充)事業
小規模な盛土造成宅地の滑動崩落の防止や、避難路(道路)などを保全するため、

戸建木造住宅の耐震診断

県内にある戸建木造住宅の所有者を対象に住宅の耐震診断をするときの耐震診断士の派遣補助を県が行います。必要書類や、詳しい内容についてはお問い合わせください(費用には別途振込手数料が必要)。

●対象者 住宅所有者

●対象建築 (次のすべてに該当すること)

- ① 戸建木造住宅で居住中のもの
- ② 従来軸組工法、枠組壁工法または伝統的構法で建築、地上3階以下のもの
- ③ 昭和56年5月31日以前に着工したもの または昭和56年6月1日以降に着工したもので「平成28年熊本地震」により被災したことが確認できるもの
- ④ 建築基準法の違反がないもの
- ⑤ 他の補助制度などによる補助金交付を受けて耐震診断を行っていないもの

土砂災害特別警戒区域内への支援

土砂災害特別警戒区域(以降レッドゾーン)内の人には、移転費用の一部を支援し、移転が難しい人へは、現住宅再建に必要な住宅補強費の一部を支援します。

●対象者

レッドゾーン内の住宅に区域指定前から住み、「平成28年熊本地震」の居住者用り災証明書が「全壊」、「大規模半壊」で、再建(移転・建て替え)が必要な人。

●補助金額

- ① 住宅移転費支援事業
 - 交付条件 これまで住んでいた住宅の処分、県内のレッドゾーン外への移転
 - 補助限度額 一戸あたり300万円
 - ※ 住宅除却費、移転経費、住宅建設・購入費、賃貸住宅に入居する際の賃貸(1年間)などが含まれます。
- ② 住宅補強支援事業
 - 補助対象になる経費
 - ・ レッドゾーン内の建て替えまたは部分建て替えに必要な住宅補強工事費用とその設計費用

被災代替家屋・償却資産特例

被災して滅失または解体した家屋などの代わりに、新たに取得した家屋や償却資産がある場合、翌年から4年度分固定資産税が軽減されます。

※固定資産税の特例の適用には、申請が必要ですが、要件や必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

地震により被害を受けた宅地擁壁被害の対策を支援します。詳しくはお問い合わせください。

●対象 避難路(道路)などに影響する擁壁の復旧工事

●要件 (次のすべてに該当すること)

- ① 盛土の高さが2m以上
- ② 盛土の上に家屋が2戸以上
- ③ 盛土が避難路(道路)、鉄道、河川に面している
- ④ 擁壁が壊れている(ひび割れや目地詰りなどの補修ではない)
- ⑤ 復旧工事に着手していない

●問い合わせ 役場都市計画課 ☎096(293)4011

●診断費用

- ・ 住宅の図面(※)がある場合
 - 申請者負担額 5,500円
 - ・ 住宅の図面(※)がない場合
 - 申請者負担額 19,000円
- ※住宅の図面：現況と図面が一致し、寸法、筋かい・仕様が明示してあるもの。
- 申し込み・問い合わせ
 - (一財)熊本県建築住宅センター ☎096(385)0771

○補助限度額 一戸あたり150万円 (対象経費の1/2相当額)

●問い合わせ 役場総務課 地域安全係 ☎096(293)3111

■固定資産税軽減

●被災住宅用地の特例
被災して住宅を解体した土地は、被災住宅用地の申告をすれば住宅用地の特例(住宅があることで宅地の税額が軽減される特例)を平成31年度と平成32年度も引き続き受けることができます。

また、住宅が建っていた土地を別の用途(駐車場、資材置場など)で使っている場合は、役場税務課固定資産税係にご連絡ください。

熊本県議会議員一般選挙

投票日 4月7日(日)

4月7日(日)は、任期満了に伴う熊本県議会議員一般選挙の投票日です。県政を託す、私たちの代表を決める大切な選挙です。未来を築く貴重な一票を投票しましょう。

●問い合わせ 町選挙管理委員会(役場総務課内) ☎096(293)3111



明るい選挙キャラクター「せんとくま」

- 投票時間 午前7時～午後7時 大津町では投票時間を繰り上げています。ご注意ください。
- 投票方法 候補者の氏名を記載してください。
- 投票所 県議会議員一般選挙の前に届く入場券(はがき)でご確認ください。

投票区	投票所	行政区	投票区	投票所	行政区
第1投票区	内牧地区集会所	内牧	第9投票区	美咲野小学校体育館	美咲野
第2投票区	大津東小学校体育館	外牧、錦野、瀬田、大林	第10投票区	美咲野小学校体育館	高尾野、新小屋
第3投票区	岩坂公民館	岩坂	第11投票区	大津北小学校体育館	下猿渡、御所原、多々良、馬場、宮本、仮宿、米山
第4投票区	森公民館	鳥子川、吹田、森	第12投票区	野外活動等研修センター	古城、真木
第5投票区	大津南小学校体育館	上陣内、中陣内、下陣内、鍛冶、町、下町、中島、灰塚	第13投票区	矢護川コミュニティセンター	御願所、上中、下中、片保、護東
第6投票区	生涯学習センター(中央公民館)	立石、上鶴、上鶴南、中学通り、引水、引水東	第14投票区	護川小学校体育館	上猿渡、小林、今村、杉下、杉上、上の原
第7投票区	町民交流施設(オークスプラザ)	駅通、室東、室西の一部、新、後迫、上大津、西嶽、水源町・西窪、松古閑・塘町、中央	第15投票区	人権啓発福祉センター	源場、つつじ台、桜丘
第8投票区	室小学校体育館	楽善、日吉が丘、室北、室西、北出口、あけぼの	第16投票区	大津東区コミュニティセンター	大津東

※平成28年熊本地震の影響により、第10投票区が美咲野小学校体育館となっています。ご理解とご協力をお願いします。

投票日に仕事や旅行などで投票所に行けない人は、**期日前投票・不在者投票**ができます。

期日前投票所

- 期間 3月30日(土)～4月6日(土)
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 町民交流施設(オークスプラザ) 1階研修室)※役場仮庁舎南側建物

イオン大津店で期日前投票ができます

- 期間 4月2日(火)～3日(水)
- 時間 午前9時～午後7時
- 場所 イオン大津店 1階 ふれあい広場

期日前投票・不在者投票ができる人

1. 投票日に仕事や旅行、地域行事などで投票所に行けない人
→期日前投票ができます。
2. 仕事などで選挙期間中に町外に滞在している人で、期日前投票にも行けない人
→滞在先の市区町村で不在者投票ができます。
3. 病院に入院中や施設に入居中の人
→入院先や入所先などが指定病院(施設)の場合は、そちらで不在者投票ができます。
4. 障害などがあり、投票所に行けない人
→身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人で一定の障害のある人、または介護保険の要介護者で要介護5の認定を受けている人は、郵便などによる不在者投票ができます。

※2～4は事前の手続きが必要です。期間に余裕を持ってお問い合わせください。

